

「催眠商法」に気をつけましょう！

～狙われているのは、高齢者のみなさんです～

「催眠商法」とは・・・

- ・商品が陳列されておらず、自由に選べない状態で、
 - ・日用品等を**タダ同然**で配り、客の**気持ちが高ぶった**ところで、
 - ・**高額な健康器具**や**健康食品(サプリ)**、**布団類**などを取り出して売りつける、
- 主に高齢者の皆さんを狙う悪質な販売方法です！**

【主な集客方法】 広告チラシ等で「先着〇名様に卵を50円で販売」、「洗剤無料引換券プレゼント」等と宣伝し客を集めます。

【主な集客場所】 民家の敷地・車庫、**スーパーの敷地**、空き倉庫、**閉店したドラッグストアやコンビニ等の空き店舗**



トラブル回避策

- ・チラシ等の「格安」「無料」「プレゼント」という誘い文句につられて会場に行かない・近寄らない！
- ・「高額商品の販売が真の目的」と認識し、不要な商品の購入は**きっぱり**断りましょう！



相談先（消費者ホットライン）〔**188 (いやや!)**〕
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！